

- ご使用になるお客様に必ずお渡しください。
- ご使用になるお客様は必ずお読みください。

(No.3)

チェーンレバーホイスト 象印レバーYAD型 (強制遊転方式)

取扱説明書

型式 YAD-50

- この度は、当社製品をお買い求めいただき誠にありがとうございます。
- 象印レバーをご使用になる前に、この取扱説明書をよくお読みになり、十分理解した上で正しくご使用ください。
- 保守や点検の際にはこの取扱説明書が必要になりますので大切に保管してください。
- 分解、組立を伴う検査項目は、必ず最寄りの当社製品取り扱い店または当社営業所までご用命ください。

目次

1. 安全上のご注意	1	4. 操作方法	7
1.1 免責事項について	1	4.1 強制遊転操作について	7
1.2 使用制限について	1	4.2 ロードチェーンの長さ調整(遊転操作)の仕方	7
2. レバーホイストを操作・使用される方について	2	4.3 巻上げ巻下げ操作	8
2.1 各部の名称	2	5. 保守・点検	9
2.2 製品の梱包を解いたら	2	5.1 保守点検	9
2.3 諸元表	2	5.2 点検項目	9
3. ご使用上の注意事項	3	5.3 フックの検査と使用限界(上下フックに共通する項目)	9
3.1 取り扱い全般について	3	5.4 ブレーキライニングの検査と使用限界	11
3.2 作業前の注意事項	3	5.5 ロードチェーンの検査と使用限界	11
3.3 作業中の注意事項	4	5.6 点検基準	12
3.4 作業後の注意事項	6	保証について	13
		分解図	14





象印チェーンブロック株式会社

〒589-8502 大阪狭山市岩室2丁目180番地
TEL.(072)365-7771(代) FAX.(072)367-2053
URL : <http://www.elephant.co.jp>

1. 安全上のご注意

チェーンレバーホイスト（以下、レバーホイストという。）の使い方を誤ると、つった荷物の落下などの危険な状態になります。据え付け・取り付け・運転・操作、保守点検の前に、必ずこの取扱説明書を熟読し、正しくご使用ください。

本機器の知識、安全の情報、そして注意事項のすべてについて習熟してからご使用ください。この取扱説明書では、注意事項を『危険』、『注意』の2つに区分しています。

 危険	取り扱いを誤った場合に、危険な状態が起こりえて、死亡または重傷を受ける可能性が想定される場合。
 注意	取り扱いを誤った場合に、危険な状態が起こりえて、中程度の傷害や軽傷を受ける可能性が想定される場合および物的損害のみの発生が想定される場合。

なお、**注意**に記載した事項でも、状況によっては重大な結果を招く可能性があります。いずれも重要な内容を記載しているので、必ず守ってください。

△記号は、危険・注意を促す内容があることを告げるものです。図の中に具体的な注意内容が記載されています。

○記号は、禁止の行為であることを告げるものです。図の中や近傍に具体的な禁止内容が記載されています。

●記号は、行為を強制したり指示したりする内容を告げるものです。図の中や近傍に具体的な指示内容が記載されています。

*お読みになったあとは、お使いになる方がいつでも見られるところに必ず保管してください。

1.1 免責事項について

- (1) 火災、地震、落雷、水害その他の天変地異、公害など外部環境等が原因による損害に関して、当社責任の範囲外とします。
- (2) 当社製品の動作不良などにより、二次的に生じる経済損失（製造ライン停止による損失、つり荷の損傷など）に関して、当社責任の範囲外とします。製造ライン停止が問題となる場合は、予備機などのご準備をお勧めします。
- (3) 取扱説明書の記載内容を厳守しない場合、または製品の使用範囲を逸脱して使用することにより生じた損害に関して、当社責任の範囲外とします。
- (4) 当社が関与しない機器との組み合わせによる誤動作、お客様による不当な修理・改造などから生じた損害に関して、当社責任の範囲外とします。
- (5) 製品引き渡しから10年を経過した当社製品において発生した人の生命、身体または財産に関わる被害に関して、当社責任の範囲外とします。
（製造物責任法 第5条より）
- (6) 製品の生産終了後、10年経過した当社製品については、部品供給ができない場合がございますので、ご了承ください。

1.2 使用制限について

- (1) レバーホイストは、荷を水平・斜め方向の引き寄せ、つり上げたり、また荷を締め付けたりする用途にご使用ください。
- (2) 人間の運搬などには使用しないでください。
- (3) 設備機械等などの一部として、製品を組込んで使用しないでください。

2. レバーホイストを操作・使用される方について

レバーホイストのご使用に際し、法規上特段の規制はありませんが、レバーホイストを操作および使用される方は、安全作業のために玉掛け技能講習・クレーンの運転教育を受講されることをお勧めします。

2.1 各部の名称

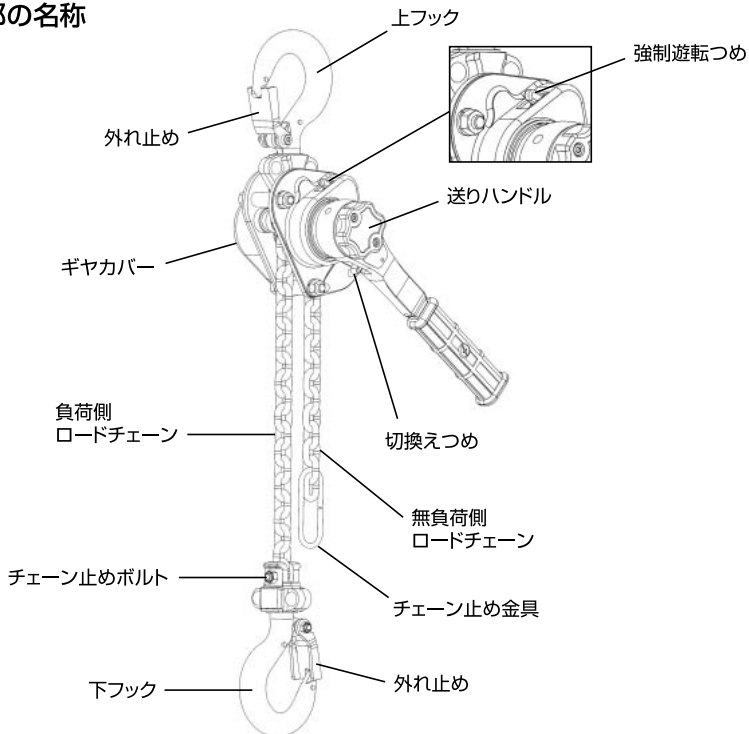
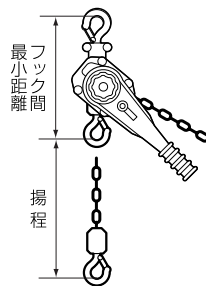


図1 各部の名称

2.2 製品の梱包を解いたら

- (1)箱の表示および製品がご注文された内容と一致するかご確認ください。
- (2)梱包箱の中身をご確認ください。
- (3)製品が輸送中の取扱などで損傷を受けていないかご確認ください。
- (4)付属品の欠品、脱落がないかご確認ください。
- (5)各部のネジ・金具等に異常がないかご確認ください。



2.3 諸元表

表1 諸元表

型 式	定格荷重	揚程 (m)	ロードチェーン		フック間最小 距離 (mm)	手巻力量 (N) (kgf)	自 重 (kg)
			線径 (mm)	掛数 (本)			
YAD-50	0.5t	1.2	4.3	1	240	363 {37}	2.8

3. ご使用上の注意事項

3.1 取り扱い全般について

危険

- (1)取扱説明書および注意銘板の内容を熟知しない人は操作しないでください。
- (2)人を支えたり、つり上げたり、運ぶために使用しないでください。
- (3)つり荷の下や、つり荷の動く範囲に入らないでください。また人の頭上を越えて荷を運搬しないでください。
- (4)つった荷を揺らしてはいけません。
- (5)定格荷重を超える荷は、絶対につらないでください。
- (6)損傷を受けたり、異音がするレバーホイストを使用しないでください。
- (7)ロードチェーンに次の異常があるときは絶対に使用しないでください。
- ・ねじれ、もつれ、亀裂、噛み合い異常があるもの
 - ・規定より伸び、摩耗が大きいもの
- (8)レバーにパイプなどを差し込んでの操作や足で踏みつけるような操作は絶対にしないでください。
- (9)レバーホイストの改造は絶対にしないでください。
- (10)レバーホイストを高所から落としたり、持ち運びするとき、引きずったり、放り投げたりしないでください。
- (11)レバーホイストは、 $-40^{\circ}\text{C}\sim+60^{\circ}\text{C}$ (湿度は100%以下)の範囲で使用してください。
- (12)水中では使用しないでください。
- (13)レバーホイストを廃棄・処分する場合は、他の方が使用できないように分解してください。
- (14)風雨や波動の影響を絶えず受ける場所、及び塩害や酸・アルカリ等の影響を受ける場所で使用すると、機器及びロードチェーンが突然破損する可能性がありますので、絶対に使用しないで下さい。

3.2 作業前の注意事項

危険

- (1)取扱説明書および注意銘板の内容を熟知しない人は操作しないでください。
- (2)作業開始前の点検や定期自主検査を必ず実施してください。
- (3)本体に取り付けられた銘板が判読出来ない物は、使用しないでください。
- (4)上下フックに変形や傷の有る物は、絶対に使用しないでください。
- (5)フックの外れ止めがない物、破損した物を絶対に使用しないでください。
- (6)ブレーキ・遊転操作が正常に働か確認し、作動しないときは使用しないでください。
- (7)損傷を受けたり、異音がするレバーホイストを使用しないでください。
- (8)ロードチェーンに次の異常があるときは絶対に使用しないでください。
- ・ねじれ、もつれ、亀裂、噛み合い異常があるもの
 - ・規定より伸び、摩耗が大きいもの
- (9)当社製純正部品以外は絶対に使用しないでください。

注意

- (10)ロードチェーンに油が付いているか確認してください。

3.3 作業中の注意事項

⚠ 危険

- (1) 据え付けは、専門知識のある人以外は絶対に行わないでください。
- (2) レバーホイストを設置する場所に十分な強度があることを確認してください。
- (3) 定格荷重を超える荷は、絶対につらないでください。図2
- (4) 損傷を受けたり、異音がるレバーホイストを使用しないでください。
- (5) レバーにパイプなどを差し込んでの操作や足で踏みつけるような操作は絶対に行わないでください。図3
- (6) つり荷の下や、つり荷の動く範囲に入らないでください。また人の頭上を越えて荷を運搬しないでください。図4
- (7) つった荷には人は乗らないでください。また、人の乗る用途に絶対に使用しないでください。図5
- (8) つり荷の反転作業は、専門知識のある人以外絶対に行わないでください。
- (9) 地球づりしないでください。
- (10) 操作中は荷から気をそらさないでください。
- (11) 巻上げ過ぎ、巻下げ過ぎはしないでください。
- (12) つり上げた荷を長時間放置しないでください。
- (13) つり上げた荷を短時間保持するときは、必ず切換えつめをUP(巻上げ)の位置にしておいてください。
- (14) フックに荷を掛けるときは、必ずフック中心の正しい位置に掛けるように使用してください。

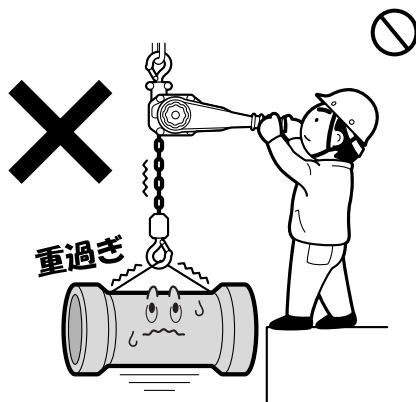


図2

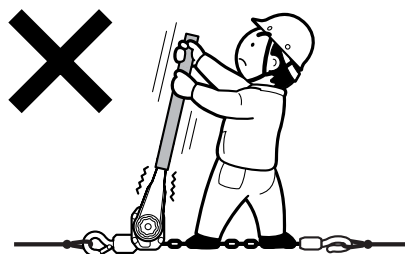


図3

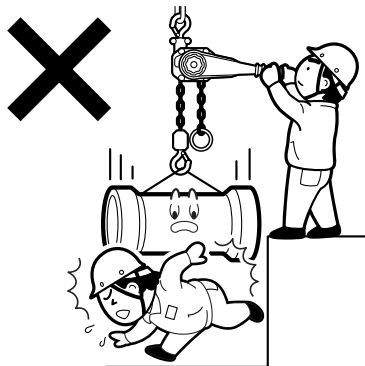


図4

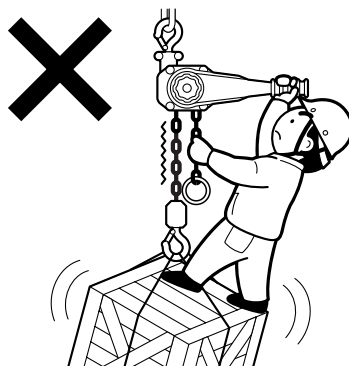


図5

3.3 作業中の注意事項（続き）

⚠ 危険

- (15)フックの先端で絶対に荷をつっはいけません。図6
- (16)フックや本体を支点にして使用しないでください。
- (17)上下フックに損傷や変形がある物は使用しないでください。
- (18)ロードチェーンが変形したり傷付いたレバーホイストは絶対に使用しないでください。
- (19)ロードチェーンを鉄板等の角に当てて操作しないでください。図7
- (20)ロードチェーンを荷に巻き付けて使用しないでください。図8
- (21)宙づりした荷を電気溶接しないでください。図9
- (22)ロードチェーンに溶接機のアースを接続しないでください。
- (23)ロードチェーンに溶接用電極を絶対に接触させないでください。
- (24)レバーホイストに溶接等による火花を付着させないでください。
- (25)荷重の掛かっているときは、絶対に遊転操作をしないでください。
- (26)本体に取り付けられた注意ラベルや銘板を外したり、不鮮明なまま使用しないでください。
- (27)人間の手引き力以外での操作はしないでください。
- (28)遊転操作時にロードチェーンを急激に引っ張らないでください。
- (29)玉掛け用具はフックに正しく掛けてください。
- (30)巻上げは、ロードチェーンまたは玉掛け用具が張ったところで一度停止してください。

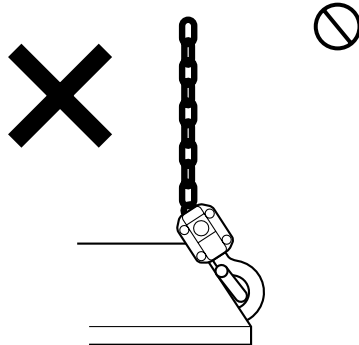


図6

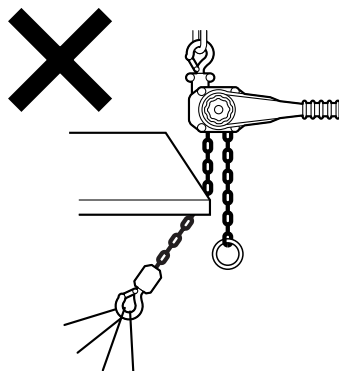


図7

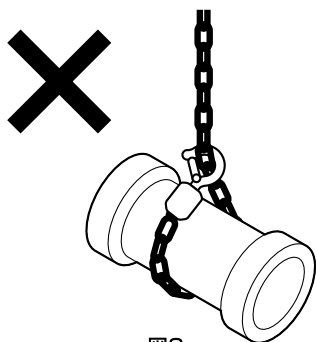


図8

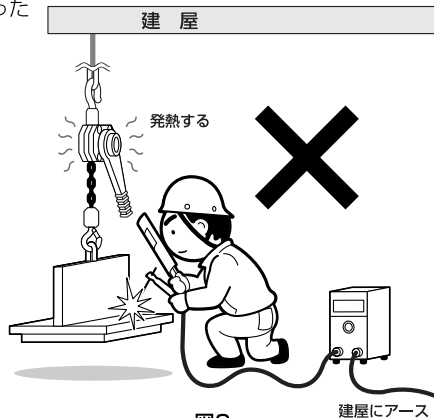


図9

建屋にアース

3.3 作業中の注意事項（続き）

⚠ 注意

(31) 共づりする場合は、それぞれの1台のレバーホイストで、その荷をつるる定格荷重のものを使用してください。図10

(32) 本体・ロードチェーンに砂などがたい積しないように常に清掃してください。

(33) 作業に対し揚程が十分であることを確認してください。

(注) 巻下げ時、チェーン止め金具をレバー本体に接触させないでください。巻下げ過ぎるとブレーキが開き故障につながります。

(34) ロードチェーンに油が付いているか確認してください。

(35) トラックのロープフック部に直接ロードチェーンを掛けないでください。図11

(36) トラックのロープフック部にフックを掛け荷締めしたとき、フックの首部に負担（首折れになります）がかかる掛け方はしないでください。

（フックに横曲げの力が加わる方法で使用しないこと）

図12

先にワイヤ・スリングをロープフック部に掛けてから荷締めしてください。

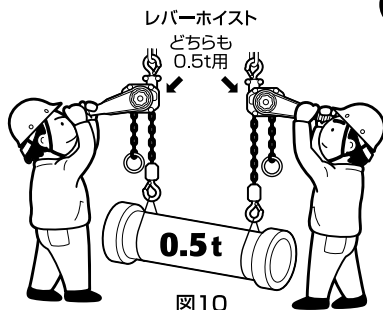


図10

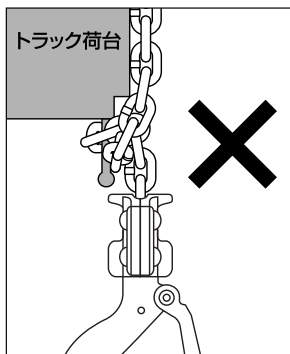


図11

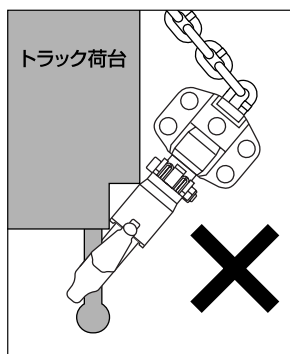


図12

3.4 作業後の注意事項

⚠ 危険

(1) レバーホイストを高所から落としたり、持ち運びするとき、引きずったり、放り投げたりしないでください。⊘

⚠ 注意

(2) 泥・水気・異物等を拭き取り、ロードチェーン・フックの首部に塗油してください。⚠

(3) ブレーキ部には絶対に塗油しないでください。

(4) 雨や露のかからない湿気のないところに保管してください。

(5) ブレーキを締めたまま保管せず、必ず緩めて保管してください。

※ブレーキを締めたまま保管されると、次回使用時巻下げが出来ない状態になります。

この場合、一度巻下げ作業をし、ブレーキを解放させてください。

4. 操作方法

4.1 強制遊転操作について

象印YAD型レバーホイストは無負荷時に強制遊転つめを押えるだけで遊転操作ができる『強制遊転方式』を採用しております。

※遊転操作とは、無負荷時にブレーキを解放することでロードチェーンを自由に動かす事を可能にする操作です。

⚠ 危険

- (1)取扱説明書および注意銘板の内容を熟知しない人は操作しないでください。
- (2)荷重の掛かっているときは、絶対に遊転操作をしないでください。



4.2 ロードチェーンの長さ調整 (遊転操作) の仕方

無負荷時にロードチェーンの長さを調整する場合、遊転操作を次の図の順に従って操作してください。

操作手順

- (1)切換えつめをDOWN (巻下げ) にし2~3回レバーを動かす。

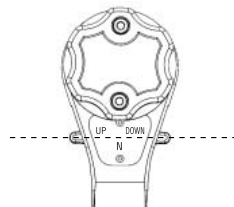


切換えつめをDOWN (巻下げ) の位置にする。

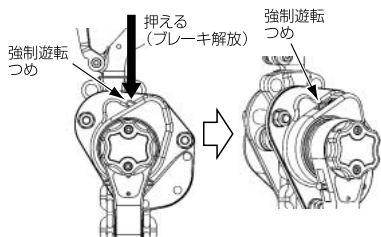
2~3回レバーを動かす。



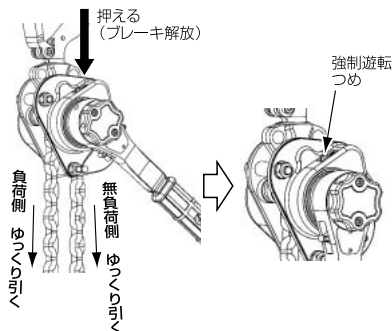
- (2)切換えつめを「N」(平行) の位置にする。



- (3)強制遊転つめを矢印の方向に押えてブレーキを解放する。



- (4)強制遊転つめを矢印の方向に押えたまま無負荷側 (チェーン止め金具側) のロードチェーンをゆっくり引き、次に負荷側 (下フック側) のロードチェーンをゆっくり引くことで作業に応じた位置に調整できます。



⚠ 危険

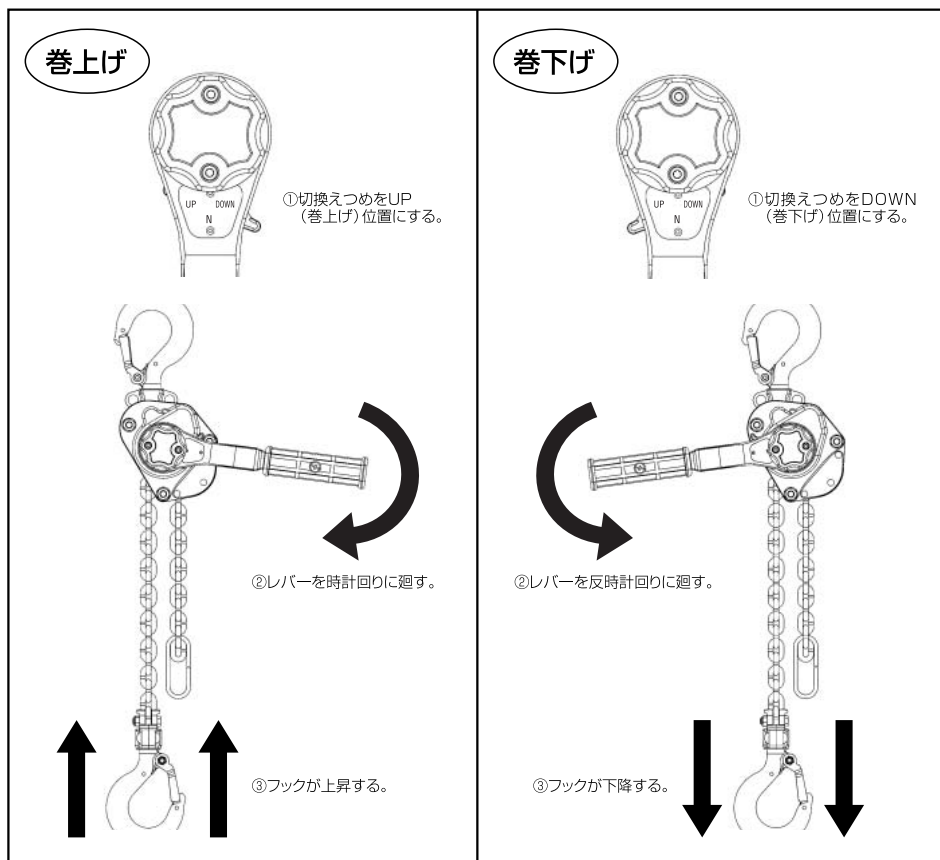
- (1)遊転操作は、必ず負荷の掛かってないときに操作してください。



4.3 巻上げ巻下げ操作

- (1) 本体をセットし遊転操作で、下フックに荷を掛けやすい長さまでロードチェーンを調整します。
- (2) 下フックに荷を掛けます。
- (3) 切換えつめを『UP』にセットし、ロードチェーンに荷重を掛けます。
(ロードチェーンのたるみ、ねじれを取り除いてください。)
- (4) レバーを時計方向に動かせばロードチェーンが巻上げられます。
- (5) 切換えつめを『DOWN』にセットし、レバーを反時計方向に動かせばロードチェーンが巻下げられます。
- (6) 巻下げ時、レバーが重いときは、最初だけレバーに力を加え操作してください。
- (7) 荷締め後は、必ず切換えつめを『UP』の位置にしておいてください。
- (8) 無負荷または軽荷重時にレバーを巻上げ、巻下げ操作してもロードチェーンが巻上げ巻下げ方向に動かない場合は、負荷側ロードチェーンを軽く引っ張りながら操作してください。(異常ではありません)
- (9) 巻上げ、巻下げ時、負荷のかかった瞬間、ブレーキは機能します。
- (10) 巻上げ時は、メカニカルブレーキが締まったまま回転し、巻上げ操作を止めると 即座につめにより荷重を保持します。
- (11) 巻下げ時は、レバーの操作量だけメカニカルブレーキが緩み、ロードチェーンが巻下がり、巻下げ操作を止めると、即座にメカニカルブレーキが締まり荷重を保持します。

操作手順



⚠ 危険

- (1)レバーホイストを設置する場所に十分な強度があることを確認してください。
- (2)共づりする場合は、それぞれの1台のレバーホイストで、その荷をつれる定格荷重のものを使用してください。
- (3)巻上げ過ぎ、巻下げ過ぎはしないでください。
- (4)玉掛け用具は作業開始前に点検してください。また、玉掛けの方法によっては大変危険です。



5. 保守・点検

5.1 保守点検

安心して本製品を使うためには、日常点検、定期点検は欠かせません。以下の説明を熟読し、正しく点検整備を行ってください。

⚠ 危険

- (1)保守点検・修理は、専門業者あるいは事業者が定めた専門知識のある人が行ってください。
- (2)保守点検をするときは、必ずつり荷がない状態で行ってください。
- (3)製品の改造は絶対にしないでください。
- (4)ロードチェーンの切断、継ぎ足しは絶対に行わないでください。
- (5)使用限界を超えた部品・レバーホイストは使用しないでください。
- (6)保守点検で異常箇所があったときは、そのまま使用せず、最寄りの当社製品取り扱い店または当社営業所までご用命ください。



5.2 点検項目

- (1)外観でひと目で分かる変形・部品の紛失のないことを確認してください。
 - (イ)上フックが本体に取り付いている部分に変形がないか。
 - (ロ)ロードチェーンを下フックに固定しているボルト・ナットは正しく付いているか。または、ゆるみ、変形がないか。
 - (ハ)上下フックの形状は正常か。フックの開きや、キズがないか。外れ止めは正常か。
 - (ニ)ロードチェーンにキズ、変形、ピッチの伸び、摩耗がないか。
 - (ホ)チェーン止め金具の開き、ねじれ、曲がりはないか。
- (2)切換えつめが節度ある動作をするか、動かして確認する。

5.3 フックの検査と使用限界(上下フックに共通する項目)

- (1)購入時に図13A・B・C寸法を測定し、その実測値を表2の空欄に記録してください。参考基準値を元に限界寸法を決めることもできますが、鍛造品のため多少の寸法誤差が出ることをご了承ください。
- (2)A・B・C寸法が表記の限界寸法に達している場合は新品と取り替えてください。
- (3)フックの口は、定格荷重をオーバーする荷重が掛けられたり、先端部に集中的に荷重がかかったりすると開いていきます。
- (4)口の開いたフックは、本来の強度・衝撃吸収性能を失っていきますので、限界値を超えたものは交換してください。
- (5)口の開いたフックを加熱補修して使用することは大変危険ですので絶対にしないでください。キズが深さ1mm以上あるもの、曲がり・ねじれがあるものも新品と取り替えてください。

上下フックの寸法基準

表2 フック寸法値

定格荷重	部 位	参考基準値	購入時の実測値
0.5t	A寸法	44.7mm	mm
	B寸法	16mm	mm
	C寸法	13mm	mm

限界寸法

A寸法 購入時の実測値を超えた変形がないこと
 B寸法 購入時の実測値の5%以上の摩耗がないこと
 C寸法 購入時の実測値の5%以上の摩耗がないこと

※外れ止め・チェーン止めボルトの点検も必ず行ってください。

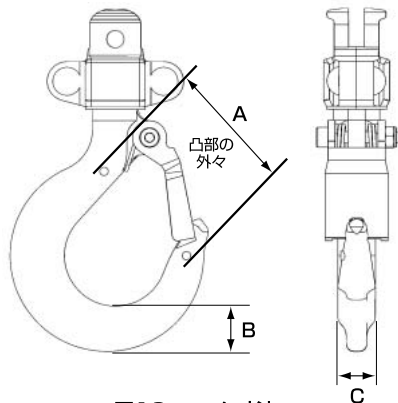


図13 フック寸法

外れ止め詳細

表3 外れ止め寸法値

定格荷重	刻 印	A寸法	B寸法
0.5t	C-3	45mm	22mm

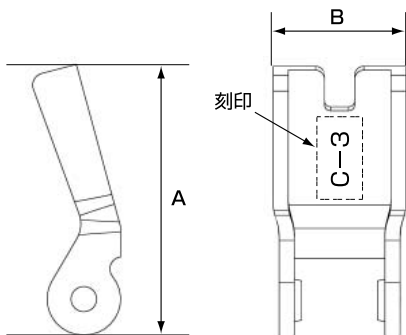


図14 外れ止め寸法

チェーン止めボルト詳細

表4 チェーン止めボルト寸法値

定格荷重	マーク	A寸法	B寸法
0.5t	HD	21.5mm	M5×P0.8

※点検時、チェーン止めボルトを取替えられることをお勧めいたします。

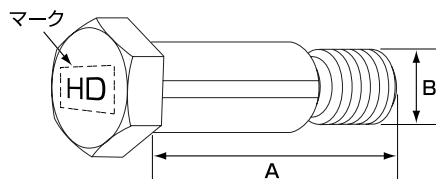


図15 チェーン止めボルト寸法

5.4 ブレーキライニングの検査と使用限界

表5 ブレーキライニング寸法値

定格荷重	A寸法		B寸法		厚み	限界値
	基準値	限界値	基準値	限界値		
0.5t	39mm	22.7mm	2.5mm	2.3mm		

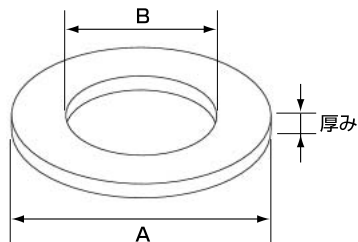


図16 ブレーキライニング寸法

5.5 ロードチェーンの検査と使用限界

- (1)ロードチェーンは、部分的にではなく、全体をチェックしてください。5個のリンクのピッチ(P)の和を、図18のように、ノギスで測定してください。
- (2)通常は30cmおきに測定してください。但し、限界値に近いときは、より多くの場所を測定し、一部分でも限界値に達していたら新品と取り替えてください。
- (3)リンクとリンクの接触部の摩耗やキズなどにより、線径が初期線径の95%未満(最も小さい測定値となる測定を行うこと)になっている部分が1箇所でもあれば、新品と取り替えてください。以下3項目のいずれか1つでも該当するロードチェーンは、新品と取り替えてください。
- (4)チェーンに有害なキズがある。
- (5)チェーンが変形している。
- (6)溶接スパッタの付着が見られるなど、高熱にさらされたと考えられる場合。

表6 チェーン寸法値

定格荷重	線径 (mm)		ピッチ (P×5) (mm)	
	基準値	限界値	基準値	限界値
0.5t	φ4.3	4	60.3	62.1

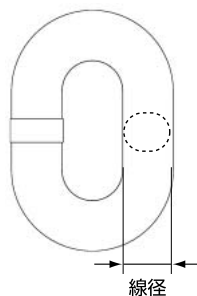


図17 線径

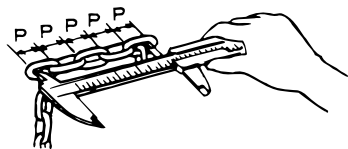


図18 ピッチ測定方法

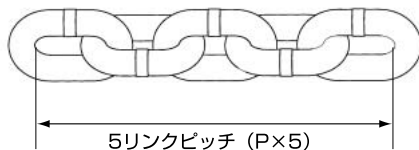



図19 5リンクピッチ

5.6 点検基準

	点検の種類※		点検項目	点検方法	 危険 点検基準
	日常	定期			
表示	○	○	表示(銘板)	目視	表示(銘板)の有無
作動	○	○	巻上げ・巻下げ 作動	軽負荷で巻上げ・ 巻下げを行う。	1.巻上げ時、ブレーキ装置のつめの音がすること。 2.巻上げ・巻下げの作動が、円滑であること。 3.巻下げでブレーキに異常がないこと。
	—	○	作動	目視・作動 定格荷重において 2リンク以上上下 させる。	1.歯車の噛み合いは良好で、円滑に作動すること。 2.ロードチェーンとロードシープとの噛み合いが良好であること。 3.ブレーキは確実に作動すること。 4.巻上げ・巻下げに際して、ロードチェーンに、 ねじれ・もつれがないこと。 5.巻上げるときの手動力が、著しく変わらないこと。
	○	○	切換えつめ	操作	円滑に切換えができること。
	○	○	遊転装置 強制遊転つめ	操作	円滑に遊転できること。
フック	○	○	口の開き・摩耗	日常点検では目視 定期点検では測定	購入時の実測値と比較し、変形がないこと。 表2参照(使用前にフック寸法表を作成しておくこと。)
	○	○	変形	目視	曲がりおよびねじれがないこと。
	○	○	首部の変形	目視	円滑に回転できること。
	○	○	摩耗、腐食	日常点検では目視 定期点検では測定	著しい摩耗および腐食がないこと。
	○	○	きず、その有害な 欠陥	目視	き裂、その有害な欠陥がないこと。
	○	○	外れ止め	目視・作動	著しい摩耗、変形がなく、正しく機能すること。
ロード チェーン	○	○	ピッチの伸び	日常点検では目視 定期点検では測定	摩耗などによりロードチェーンのピッチが限界 値を超えていないこと。伸びているものは使 用しないこと。表6参照
	○	○	摩耗	日常点検では目視 定期点検では測定	線径の摩耗が限界値を超えていないこと。超 えているものは使用しないこと。表6参照
	○	○	変形	目視	変形がないこと。
	○	○	きず、その有害な き裂	目視	き裂、きずなどの有害な状態がないこと。
	○	○	腐食	目視	さびが発生していないこと。

5.6 点検基準（続き）

	点検の種類		点検項目	点検方法	 危険 点検基準
	日常	定期			
本体	○	○	外観	目視	変形および著しい腐食がないこと。
	○	○	ギヤカバー	目視	著しい変形および腐食がないこと。
	—	○	ロードシーブ・ギヤ	分解して目視・測定	1.著しい摩耗および変形がないこと。 2.きずおよび破損がないこと。
	—	○	レバー	分解して目視・測定	1.著しい摩耗および変形がないこと。 2.きずおよび破損がないこと。
	—	○	軸受け	分解して目視・測定	摩耗、き裂、破損など有害な欠陥がないこと。
	○	○	チェーン止め金具	目視	1.チェーン止め金具があること。 2.著しい変形がないこと。
ボルト・ナット等	○	○	チェーン止めボルト・各部のボルト・ナット・リベット	目視	1.日常点検では外部から見える箇所のボルト・ナット、リベットなどがあること。また、ボルト、ナット、リベットのゆるみがないこと。 2.定期点検では外部および内部の上記部品に異常がないこと。 3.著しい摩耗・変形がないこと。
ブレーキ	—	○	ブレーキライニングの摩耗	測定	著しい摩耗がないこと。表5参照
	—	○	ブレーキ部のねじ	目視・測定	著しい摩耗がないこと。
	—	○	つめ・つめ車	目視・測定	著しい摩耗がないこと。
他	—	○	その他	作動	その他使用上有害な欠陥がないこと。

※「日常」…日常点検とは、使用前の点検をいう。

「定期」…定期点検とは、定期的に行う点検で、使用頻度によって異なるが、通常は1ヶ月ごとに行う。

保証について

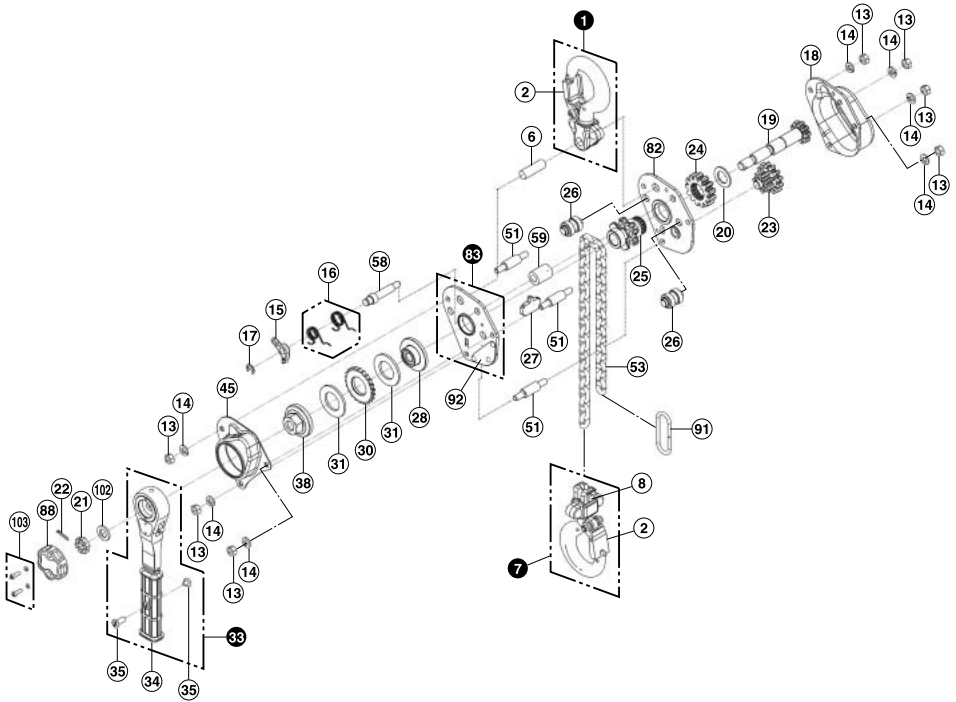
- 製品お引き渡し後、一年以内に万一故障、不具合が発生した場合は、取扱説明書及び注意銘板に従ったご使用であれば、修理または部品の交換を行います。

※ロードチェーン、上・下フック、グリース、ライニングの消耗品は、保証の対象外とします。さらに、以下の場合も保証対象外とします。

- (1)定格荷重を超えた荷重または負荷がかかる状況で使用された場合
- (2)製品及び付属品を改造された場合
- (3)保守・点検の不備による故障の場合
- (4)取扱説明書の記載内容を超える環境条件（温度・湿度・薬品・風雨など）で使用された場合
- (5)火災、地震、落雷、水害その他の天変地異、公害など外部環境等が原因による故障の場合
- (6)取扱説明書および注意銘板の使用条件、注意事項を守らなかった場合

- 当社製品の動作不良などにより、二次的に生ずる経済損失（製造ライン停止による損失、つり荷の損傷など）に関しては、補償いたしかねます。製造ライン停止が問題となる場合は、予備機などのご準備をお勧めします。

分解図と部品名称 : YAD-50型



分解図符号 セット 単体	部品名	分解図符号 セット 単体	部品名	分解図符号 セット 単体	部品名	分解図符号 セット 単体	部品名
1	上フックセット	17	E形止め輪	27	チェーンケリ	58	つめピン
2	外れ止めセット	18	ギヤカバーセット	28	ディスクハブ	59	つめピン用カラー
6	上フックピン	19	ピニオンシャフト	30	つめ車	82	ギヤ側サイドプレートセット
7	下フックセット	20	ピニオンシャフト用ワッシャ	31	ブレーキライニング	83	レバー側サイドプレートセット
2	外れ止めセット	21	六角溝付ナット	33	レバーセット	92	ネームプレート
8	チェーン止めボルトセット	22	割ピン	34	レバーグリップ	88	送りハンドル
13	六角ナット	23	第2/第3ギヤセット	35	組ネジ	91	チェーン止め金具
14	ばね座金	24	ロードギヤ	38	メンネジ	102	チェックワッシャ
15	強制遊転つめ	25	ロードシーブ	45	ブレーキカバー	103	六角穴付ボルトセット
16	つめスプリングA・B	26	チェーンガイドセット	51	ステーボルト	53	ロードチェーン

※黒線部の部品は灰色の部品に含まれております。

※黒線部の単体部品販売もしております。

例：部品No.7下フックセットに部品No.2外れ止めセット・
部品No.8チェーン止めボルトセットも含まれております。

お買い上げいただいた製品は、当社規格による厳重な検査に合格したものです。輸送中の破損による故障がございましたら、当社またはお買い上げいただいた当社製品取り扱い店にご連絡ください。



象印 **チシロ** 株式会社
大阪府大阪狭山市岩室2丁目180番地



象印 **チシロ** 株式会社

本社・営業部 〒589-8502 大阪狭山市岩室2丁目180番地 ☎(072)365-7771
札幌営業所 〒003-0012 札幌市白石区中央二条5丁目3番28号 ☎(011)824-2821
仙台営業所 〒983-0044 仙台市宮城野区宮千代3丁目8番26号 ☎(022)284-5610
北関東営業所 〒360-0021 埼玉県熊谷市平戸1982-2 ☎(048)527-3086
東京営業所 〒135-0004 東京都江東区森下5丁目5番10号 ☎(03)3633-0176
名古屋営業所 〒462-0051 名古屋市北区中切町字石原820番16号 ☎(052)916-1801
大阪営業所 〒589-8502 大阪狭山市岩室2丁目180番地 ☎(072)365-7771
広島営業所 〒733-0012 広島市西区中広町1丁目5番23-101号 ☎(082)292-6775
福岡営業所 〒816-0973 福岡県大野城市横峰2丁目19番26号 ☎(092)595-8880

URL : <http://www.elephant.co.jp>

●本取扱説明書の内容につきましては、事前の予告なしに変更することがあります。